○たつの市住宅耐震化補助金交付要綱

平成２７年５月２０日
告示第６１号

（趣旨）

第１条　この告示は、住宅の耐震化を図ることにより地震による住宅の倒壊から市民の生命を守るため、予算の範囲内において、市内に存する耐震性のない住宅（国、地方公共団体及びその関係機関が所有する住宅を除く。）の耐震改修工事等に係る費用の一部を補助することについて、たつの市補助金等交付規則（平成１７年規則第３９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助区分）

第２条　この告示による補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、住宅耐震改修計画策定費補助事業、住宅耐震改修工事費補助事業、簡易耐震改修工事費補助事業、屋根軽量化工事費補助事業、シェルター型工事費補助事業、除却工事費補助事業及び防災ベッド等設置補助事業に区分する。

（対象住宅等）

第３条　対象住宅は、補助事業区分に応じ、それぞれ別表第１から別表第７までに定めるところによる。

２　対象者は、補助事業区分に応じ、それぞれ別表第１から別表第７までに定めるところによる。

３　補助金の補助率及び額は、補助事業区分に応じ、それぞれ別表第１から別表第７までに定めるところによる。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、住宅耐震化補助金交付申請書（様式第１号）に、補助事業区分に応じそれぞれ別表第１から別表第７までに定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したときは、住宅耐震化補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとし、交付しないことを決定したときは、その理由を付して住宅耐震化補助金却下通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（事業の変更及び中止）

第６条　前条第１項の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、決定

を受けた事項を変更しようとする場合（軽微な変更で、交付決定を受けた補助金の額に変更のないものを除く。）は住宅耐震化補助金変更交付申請書（様式第４号）に、交付決定を受けた事項を中止又は廃止しようとする場合は住宅耐震化補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）に、補助事業区分に応じそれぞれ別表第１から別表第７までに定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請を承認すべきと認めたときは、当該申請の種類に応じ、住宅耐震化補助金交付決定変更通知書（様式第６号）又は住宅耐震化補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（報告）

第７条　交付決定者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに当該報告をしなければならない。

２　交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに住宅耐震化補助事業遂行困難状況報告書（様式第８号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（現場検査）

第８条　市長は、補助事業が適切に行われているかを確認するため、現場検査を実施することができる。

２　市長は、現場検査を実施することとした場合は、住宅耐震化補助事業現場検査指定通知書（様式第９号）により交付決定者に通知するものとする。

３　前項の規定により通知を受けた交付決定者は、住宅耐震化補助金現場検査申請書（様式第９号の２）に、補助事業区分に応じそれぞれ別表第２から別表第７までに定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

４　市長は、第１項の現場検査を行った結果、補助事業における工事が適切に行われていないと認めた場合は、補助事業が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。この場合において、市長は、交付決定者が当該指導に従わないときは、第１２条の規定に基づき交付決定を取り消すことができる。

５　市長は、現場検査の結果について、住宅耐震化補助金現場検査結果通知書（様式第９号の３）により申請者に通知するものとする。

６　市長は、交付決定者が現場検査を受けなかった場合は、第１２条の規定に基づき交付決定を取り消すことができる。

（完了報告）

第９条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、住宅耐震化補助事業完了実績報告書（様式第１０号）に、補助事業区分に応じそれぞれ別表第１から別表第７までに定める書類を添えて、市長が指定する期限までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の報告があったときは、当該報告に係る内容を審査し、当該

事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅耐震化補助金額確定通知書（様式第１１号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１１条　市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

２　交付決定者は、補助金の支払を受けようとするときは、住宅耐震化補助金請求書（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。

（代理受領）

第１１条の２　交付決定者は、前条の規定による補助金の交付に係る請求及び受領を、当該補助金に係る補助事業の契約を締結した者に委任することができる。

２　前項の規定による委任に係る手続については、市長が別に定める。

（交付決定の取消し）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（３）　交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（４）　この告示の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第１３号）によりその者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、前条第１項の取消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から１５日以内の期限を定めて、住宅耐震化補助金返還請求書（様式第１４号）により、その返還を命ずることができる。

２　市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第１４条　交付決定者は、前条第１項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　交付決定者は、前条第１項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（設計の確認）

第１５条　簡易耐震改修工事費補助の交付決定者は、耐震改修計画の内容が補助要件に適合するかの確認のため、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書（様式第１５号）に別表第３に定める書類を添えて、市長に提出することができる。

（実績の確認）

第１６条　市長は、本事業の補助を受けて実施された耐震改修工事実績の公表を県が行う場合にあっては、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

（補則）

第１７条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年３月３１日告示第２９号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　処分その他の行為についての不服申立てであってこの告示の施行前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成２９年５月１６日告示第９３号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（たつの市住宅耐震改修工事費補助金交付要綱の廃止）

２　たつの市住宅耐震改修工事費補助金交付要綱（平成２６年告示第９号）は、廃止する。

附　則（平成３０年５月１０日告示第１１８号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月１日告示第２１号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年５月１４日告示第７６号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年４月２６日告示第５３号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年５月１６日告示第５５号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年５月１９日告示第８６号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条、第４条、第６条、第８条、第９条関係）

補助事業区分	住宅耐震改修計画策定費補助事業
補助事業の目的	耐震診断及び耐震改修計画策定を行う者に対して補助を行うことにより、住宅の耐震化を促進すること。
対象住宅	次の各号の全ての要件を満たすもの （１）　市内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。）のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの ア　耐震診断の結果、安全性が低いと考えられるもの イ　平成１２年度から平成１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成１８年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、木造住宅の場合にあっては診断の結果、上部構造評点が１．０未満、非木造住宅の場合にあっては安全性が低いと診断されたもの （２）　兵庫県又はたつの市の補助（簡易耐震改修工事費補助、簡易な耐震改修定額助成、シェルター型工事費補助、住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が０．７未満のものに限る。）及び防災ベッド等設置補助を除く。）を受けて、耐震改修工事等を実施していないこと。
対象者	次の各号の全ての要件を満たすもの （１）　たつの市民（個人）である補助対象住宅の所有者（以下「補助対象住宅所有者」という。）又は補助対象住宅所有者が補助金交付対象年度の末日時点で満６５歳以上のもの（以下「高齢者」という。）の場合は、当該所有者の２親等以内の親族（以下「親族」という。） （２）　申請者及び補助対象住宅所有者は、たつの市暴力団の排除に関する条例（平成２４年条例第１号）第２条第２号及び第３号に掲げるものでないこと。 （３）　申請者及び補助対象住宅所有者は、市税を滞納していないこと。
補助率	２／３
補助対象経費	耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費とする。
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じた額又は２０万円のいずれか低い額

	（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、３万３千円を限度とする。	
添付書類	（交付申請） 第４条関係	１　同意書（様式第２７号） ２　住宅概要書（１）（様式第１６号） ３　住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し （１）　建築確認済証又は検査済証 （２）　登記事項証明書 （３）　固定資産課税台帳登載証明（建築年月が記載されたもの） （４）　その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 ４　申請者及び補助対象住宅所有者の住民票の写し ５　戸籍謄本（補助対象住宅所有者が高齢者の場合で、親族が申請者となるとき。） ６　付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） ７　耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費の見積書 ８　申請者及び補助対象住宅所有者の市税の完納証明書の写し ９　委任状（代理申請の場合） １０　その他市長が必要と認めるもの
	（変更・中止） 第６条関係	１　第４条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの ２　委任状（代理申請の場合）
	（実績報告） 第９条関係	１　補助金算定・精算書（１）（様式第１９号） ２　耐震改修工事費用の見積書 ３　交付決定通知書の写し ４　耐震診断報告書（様式第２２号） ５　耐震改修に係る図書 （１）　配置図 （２）　平面図、立面図（耐震改修前後） （３）　その他耐震改修計画内容が確認で

		きる図書 6　耐震診断、耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し 7　委任状（代理申請の場合） 8　その他市長が必要と認めるもの ※　耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、上記２、５、６（耐震改修計画策定に係るものに限る。）は不要

別表第２（第３条、第４条、第６条、第８条、第９条関係）

補助事業区分	住宅耐震改修工事費補助事業
補助事業の目的	耐震改修工事を行う者に対して補助を行うことにより、住宅の耐震化を促進すること。
対象住宅	次の各号の全ての要件を満たすもの （１）　市内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。）のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの ア　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの イ　平成１２年度から平成１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成１８年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、木造住宅の場合にあっては診断の結果、上部構造評点が１．０未満、非木造住宅の場合にあっては安全性が低いと診断されたもの （２）　兵庫県又はたつの市の補助（住宅耐震改修計画策定費補助、簡易耐震改修工事費補助、簡易な耐震改修定額助成、シェルター型工事費補助、住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が０．７未満のものに限る。）及び防災ベッド等設置補助を除く。）を受けて耐震改修工事等を実施していないこと。
対象者	次の各号の全ての要件を満たすもの （１）　補助対象住宅所有者又は補助対象住宅所有者が高齢者の場合は、親族 （２）　補助対象住宅所有者の所得が１，２００万円（給与収

	入のみの者にあっては、給与収入が１，３９５万円）以下のもの （３）　申請者及び補助対象住宅所有者は、たつの市暴力団の排除に関する条例第２条第２号及び第３号に掲げるものでないこと。 （４）　申請者及び補助対象住宅所有者は、市税を滞納していないこと。	
補助対象経費	耐震改修工事費とする。ただし、総額が５０万円以上のものに限る。	
補助率	４／５	
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じた額又は１１５万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、兵庫県又はたつの市から簡易耐震改修工事費補助、簡易な耐震改修定額助成、シェルター型工事費補助、住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型工事）又は屋根軽量化工事費補助の補助金を受けた住宅の場合には、過去に受けた補助金の額を控除する。	
添付書類	（交付申請） 第４条関係	１　同意書（様式第２７号） ２　住宅概要書（１）（様式第１６号） ３　補助金算定・精算書（２）（様式第２０号） ４　住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し （１）　建築確認済証又は検査済証 （２）　登記事項証明書 （３）　固定資産課税台帳登載証明（建築年月が記載されたもの） （４）　その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 ５　耐震診断報告書（様式第２２号） ６　申請者及び補助対象住宅所有者の住民票の写し ７　戸籍謄本（補助対象住宅所有者が高齢者の場合で、親族が申請者となるとき。） ８　補助対象住宅所有者の所得証明書の写し ９　耐震改修に係る図書 （１）　付近見取図（方位、道路及び目標

		となる地物を明示したもの） （２）　配置図 （３）　平面図、立面図（耐震改修前後） （４）　その他耐震改修計画内容が確認できる図書 １０　改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し １１　耐震改修工事実績公表同意書（様式第２５号） １２　申請者及び補助対象住宅所有者の市税の完納証明書の写し １３　委任状（代理申請の場合） １４　その他市長が必要と認めるもの
	（変更・中止） 第６条関係	１　第４条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの ２　委任状（代理申請の場合）
	（現場検査） 第８条関係	１　交付決定通知書の写し ２　耐震改修工事に係る請負契約書の写し ３　工事写真（現場検査時点での工事状況が分かる写真） ４　委任状（代理申請の場合）
	（実績報告） 第９条関係	１　補助金算定・精算書（２）（様式第２０号） ２　交付決定通知書の写し ３　耐震改修工事実施確認書（様式第２４号） ４　耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し ５　耐震改修工事実績公表内容報告書（様式第２６号） ６　委任状（代理申請の場合） ７　その他市長が必要と認めるもの

別表第３（第３条、第４条、第６条、第８条、第９条、第１５条関係）

補助事業区分	簡易耐震改修工事費補助事業
補助事業の目的	地震時に、住宅が瞬時に倒壊しない程度の簡易な耐震改修工事を

	行う者に対して補助を行うことにより、住宅の耐震化を促進すること。
対象住宅	次の各号の全ての要件を満たすもの （１）　市内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。）のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの ア　耐震診断の結果、安全性が低い（上部構造評点が０．７未満又はIs値が０．３未満）と考えられるもの イ　平成１２年度から平成１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成１８年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、上部構造評点が０．７未満と診断されたもの （２）　兵庫県又はたつの市の補助（住宅耐震改修計画策定費補助及び防災ベッド等設置補助を除く。）を受けて、耐震改修工事等を実施していないこと。
対象者	次の各号の全ての要件を満たすもの （１）　補助対象住宅所有者又は補助対象住宅所有者が高齢者の場合は、親族 （２）　補助対象住宅所有者の所得が１，２００万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が１，３９５万円）以下のもの （３）　申請者及び補助対象住宅所有者は、たつの市暴力団の排除に関する条例第２条第２号及び第３号に掲げるものでないこと。 （４）　申請者及び補助対象住宅所有者は、市税を滞納していないこと。
補助対象経費	耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する経費とする。ただし、総額が５０万円以上のものに限る。なお、兵庫県又はたつの市から住宅耐震改修計画策定費補助を受けた住宅の場合には、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を控除する。
補助率	４／５
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じた額又は６０万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が０．７以上又はIs値が０．３以上であることが確認できた

	ため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあっては、３万３千円とする。	
添付書類	（交付申請） 第４条関係	１　同意書（様式第２７号） ２　住宅概要書（１）（様式第１６号） ３　補助金算定・精算書（２）（様式第２０号） ４　住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し （１）　建築確認済証又は検査済証 （２）　登記事項証明書 （３）　固定資産課税台帳登載証明（建築年月が記載されたもの） （４）　その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 ５　申請者及び補助対象住宅所有者の住民票の写し ６　戸籍謄本（補助対象住宅所有者が高齢者の場合で、親族が申請者となるとき。） ７　補助対象住宅所有者の所得証明書の写し ８　付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） ９　改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し １０　耐震改修工事実績公表同意書（様式第２５号） １１　申請者及び補助対象住宅所有者の市税の完納証明書の写し １２　委任状（代理申請の場合） １３　その他市長が必要と認めるもの
	（変更・中止） 第６条関係	１　第４条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの ２　委任状（代理申請の場合）
	（現場検査） 第８条関係	１　交付決定通知書の写し ２　耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し ３　工事写真（現場検査時点での工事状況が分

		かる写真) 4　委任状（代理申請の場合）
	（実績報告） 第９条関係	1　補助金算定・精算書（２）（様式第２０号） 2　交付決定通知書の写し 3　耐震診断報告書（様式第２２号） 4　耐震改修に係る図書 （1）　配置図 （2）　平面図、立面図（耐震改修前後） （3）　その他耐震改修工事内容が確認確認できる図書 5　耐震改修工事実施確認書（様式第２４号） 6　耐震診断、耐震改修計画策定、耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し 7　耐震改修工事実績公表内容報告書(様式第２６号) 8　委任状（代理申請の場合） 9　その他市長が必要と認めるもの ※　耐震診断の結果、上部構造評点が０．７以上又はIs値が０．３以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあっては、上記５、６（耐震改修計画策定及び耐震改修工事に係るものに限る。）、７は不要
	（設計確認） 第１５条関係	1　耐震改修工事費用の見積書 2　耐震診断報告書（様式第２２号） 3　耐震改修に係る図書 （1）　配置図 （2）　平面図、立面図（耐震改修前後） （3）　その他耐震改修計画内容が確認できる図書 4　委任状（代理申請の場合）

別表第４（第３条、第４条、第６条、第８条、第９条関係）

補助事業区分	屋根軽量化工事費補助事業
補助事業の目的	部分的な住宅の耐震改修工事として、屋根軽量化工事を行う者に

	対して補助を行うことにより、住宅の耐震化を促進すること。
対象住宅	次の各号の全ての要件を満たすもの （１）　市内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工された木造戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。）のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの ア　耐震診断の結果、非常に重い屋根を軽い屋根に軽量化する工事の場合は、上部構造評点が０．４以上かつ１．０未満、非常に重い屋根を重い屋根に軽量化する工事又は重い屋根を軽い屋根に軽量化する工事の場合は、上部構造評点が０．５以上かつ１．０未満と診断されたもの イ　平成１２年度から平成１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成１８年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、非常に重い屋根を軽い屋根に軽量化する工事の場合は、上部構造評点が０．４以上かつ１．０未満、非常に重い屋根を重い屋根に軽量化する工事又は重い屋根を軽い屋根に軽量化する工事の場合は、上部構造評点が０．５以上かつ１．０未満と診断されたもの （２）　兵庫県又はたつの市の補助（住宅耐震改修計画策定費補助及び防災ベッド等設置補助を除く。）を受けて、住宅耐震改修工事等を実施していないこと。
対象者	次の各号の全ての要件を満たすもの （１）　補助対象住宅所有者又は補助対象住宅所有者が高齢者の場合は、親族 （２）　補助対象住宅所有者の所得が１，２００万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が１，３９５万円）以下のもの （３）　申請者及び補助対象住宅所有者は、たつの市暴力団の排除に関する条例第２条第２号及び第３号に掲げるものでないこと。 （４）　申請者及び補助対象住宅所有者は、市税を滞納していないこと。
補助対象経費	非常に重い屋根を重い屋根若しくは軽い屋根に又は重い屋根を軽い屋根に軽量化する工事及びそれに併せて実施する耐震改修工事

	に要する経費とする。ただし、総額が５０万円以上のものに限る。	
補助率	定額	
補助金の額	補助対象経費又は６０万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）	
添付書類	（交付申請） 第４条関係	１　同意書（様式第２７号） ２　住宅概要書（２）（様式第１７号） ３　補助金算定・精算書（２）（様式第２０号） ４　住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し （１）　建築確認済証又は検査済証 （２）　登記事項証明書 （３）　固定資産課税台帳登載証明（建築年月が記載されたもの） （４）　その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 ５　耐震工事事業計画書（様式第２３号） ６　申請者及び補助対象住宅所有者の住民票の写し ７　戸籍謄本（補助対象住宅所有者が高齢者の場合で、親族が申請者となるとき。） ８　補助対象住宅所有者の所得証明書の写し ９　耐震改修に係る図書 （１）　付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） （２）　配置図 （３）　平面図、立面図（耐震改修前後） （４）　その他耐震改修工事内容が確認確認できる図書 １０　改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し １１　耐震改修工事実績公表同意書（様式第２５号） １２　申請者及び補助対象住宅所有者の市税の完納証明書の写し

		１３　委任状（代理申請の場合） １４　その他市長が必要と認めるもの
	（変更・中止） 第６条関係	１　第４条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの ２　委任状（代理申請の場合）
	（現場検査） 第８条関係	１　交付決定通知書の写し ２　耐震改修工事に係る請負契約書の写し ３　工事写真（現場検査時点での工事状況が分かる写真） ４　委任状（代理申請の場合）
	（実績報告） 第９条関係	１　補助金算定・精算書（２）（様式第２０号） ２　交付決定通知書の写し ３　耐震改修工事実施確認書（様式第２４号） ４　耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し ５　耐震改修工事実績公表内容報告書（様式第２６号） ６　委任状（代理申請の場合） ７　その他市長が必要と認めるもの

別表第５（第３条、第４条、第６条、第８条、第９条関係）

補助事業区分	シェルター型工事費補助事業
補助事業の目的	部分的な住宅の耐震改修工事として、シェルター型工事を行う者に対して補助を行うことにより、住宅の耐震化を促進すること。
対象住宅	次の各号の全ての要件を満たすもの （１）　市内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。）のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの ア　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの イ　平成１２年度から平成１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成１８年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、木造住宅の場合にあっては診断の結果、上部構造評点が１．０未満、非木造住宅の場合にあっては安全性が低いと診断されたもの （２）　兵庫県又はたつの市の補助（住宅耐震改修計画策定費

	補助及び防災ベッド等設置補助を除く。）を受けて、住宅耐震改修工事等を実施していないこと。	
対象者	次の各号の全ての要件を満たすもの （１）　補助対象住宅所有者又は補助対象住宅所有者が高齢者の場合は、親族 （２）　補助対象住宅所有者の所得が１，２００万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が１，３９５万円）以下のもの （３）　申請者及び補助対象住宅所有者は、たつの市暴力団の排除に関する条例第２条第２号及び第３号に掲げるものでないこと。 （４）　申請者及び補助対象住宅所有者は、市税を滞納していないこと。	
補助対象経費	シェルターの設置に要する経費とする。ただし、総額が５０万円以上のものに限る。	
補助率	定額	
補助金の額	補助対象経費又は６０万円（居住者の全員が高齢者の場合は１１５万円）のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）	
添付書類	（交付申請） 第４条関係	1　同意書（様式第２７号） 2　住宅概要書（２）（様式第１７号） 3　補助金算定・精算書（３）（様式第２１号） 4　住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し （１）　建築確認済証又は検査済証 （２）　登記事項証明書 （３）　固定資産課税台帳登載証明（建築年月が記載されたもの） （４）　その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 5　耐震工事事業計画書（様式第２３号） 6　申請者、補助対象住宅所有者及び居住者（高齢者のみが居住する住宅の場合）の住民票の写し 7　戸籍謄本（補助対象住宅所有者が高齢者の場合で、親族が申請者となるとき。）

		8　補助対象住宅所有者の所得証明書の写し 9　耐震改修に係る図書 （1）　付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） （2）　配置図 （3）　平面図、立面図（耐震改修前後） （4）　その他耐震改修工事内容が確認確認できる図書 １０　申請者及び補助対象住宅所有者の市税の完納証明書の写し １１　委任状（代理申請の場合） １２　その他市長が必要と認めるもの
	（変更・中止） 第６条関係	1　第４条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの 2　委任状（代理申請の場合）
	（現場検査） 第８条関係	1　交付決定通知書の写し 2　耐震改修工事に係る請負契約書の写し 3　工事写真（現場検査時点での工事状況が分かる写真） 4　委任状（代理申請の場合）
	（実績報告） 第９条関係	1　補助金算定・精算書（3）（様式第２１号） 2　交付決定通知書の写し 3　耐震改修工事実施確認書（様式第２４号） 4　耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し 5　委任状（代理申請の場合） 6　その他市長が必要と認めるもの

別表第６（第３条、第４条、第６条、第９条関係）

補助事業区分	除却工事費補助事業
補助事業の目的	地震時に備え、旧耐震基準で耐震性のない住宅の除却工事を行う者に対して補助を行うことにより、住宅の耐震化を促進すること。
対象住宅	次の各号の全ての要件を満たすもの （1）　市内に所在する昭和５６年5月３１日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）

	を含む。）のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの ア　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの イ　平成１２年度から平成１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成１８年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、木造住宅の場合にあっては診断の結果、上部構造評点が１．０未満、非木造住宅の場合にあっては安全性が低いと診断されたもの （２）　兵庫県又はたつの市の補助（住宅耐震改修計画策定費補助、簡易耐震改修工事費補助、簡易な耐震改修定額助成、シェルター型工事費補助、住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が０．７未満のものに限る。）及び防災ベッド等設置補助を除く。）を受けて耐震改修工事等を実施していないこと。 （３）　現に人が居住する住宅であること。	
対象者	次の各号の全ての要件を満たすもの （１）　補助対象住宅所有者 （２）　所得が１，２００万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が１，３９５万円）以下のもの （３）　たつの市暴力団の排除に関する条例第２条第２号及び第３号に掲げるものでないこと。 （４）　市税を滞納していないこと。	
補助対象経費	除却工事に要する経費とする。	
補助率	２３％	
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じた額又は５０万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、兵庫県又はたつの市から簡易耐震改修工事費補助、簡易な耐震改修定額助成、シェルター型工事費補助、耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）、屋根軽量化工事費補助及び防災ベッド等設置補助の補助金を受けた住宅の場合には、過去に受けた補助金の額を控除する。	
添付書類	（交付申請） 第４条関係	１　同意書（様式第２７号） ２　住宅概要書（２）（様式第１７号） ３　補助金算定・精算書（３）（様式第２１号） ４　住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し （１）　建築確認済証又は検査済証

		（２）　登記事項証明書 （３）　固定資産課税台帳登載証明（建築年月が記載されたもの） （４）　その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 ５　耐震診断結果 ６　住民票の写し ７　所得証明書の写し ８　除却工事の見積書 ９　付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）、配置図、平面図 １０　市税の完納証明書の写し １１　委任状（代理申請の場合） １２　その他市長が必要と認めるもの
	（変更・中止） 第６条関係	１　第４条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの ２　委任状（代理申請の場合）
	（現場検査） 第８条関係	１　交付決定通知書の写し ２　除却工事に係る請負契約書の写し ３　工事写真（現場検査時点での工事状況が分かる写真） ４　委任状（代理申請の場合）
	（実績報告） 第９条関係	１　補助金算定・精算書（３）（様式第２１号） ２　交付決定通知書の写し ３　除却工事に係る請負契約書及び領収書の写し ４　工事写真 ５　委任状（代理申請の場合） ６　その他市長が必要と認めるもの

別表第７（第３条、第４条、第６条、第８条、第９条関係）

補助事業区分	防災ベッド等設置補助事業
補助事業の目的	地震時に備え、防災ベッド等の設置を行う者に対して補助を行うことにより、地震時の住宅の倒壊から市民の生命を守ること。
対象住宅	次の各号の全ての要件を満たすもの （１）　市内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工され

	た戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の要件のいずれかを満たすもの ア　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの イ　平成１２年度から平成１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成１８年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、木造住宅の場合にあっては診断の結果、上部構造評点が１．０未満、非木造住宅の場合にあっては安全性が低いと診断されたもの （２）　兵庫県又はたつの市の補助（住宅耐震改修計画策定費補助、簡易耐震改修工事費補助、簡易な耐震改修定額助成、シェルター型工事費補助、住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）、屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が０．７未満のものに限る。）及び防災ベッド等設置補助を除く。）を受けて、耐震改修工事等を実施していないこと。	
対象者	たつの市民（個人）であって、次の各号の全ての要件を満たすもの （１）　補助対象住宅の居住者 （２）　所得が１，２００万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が１，３９５万円）以下のもの （３）　たつの市暴力団の排除に関する条例第２条第２号及び第３号に掲げるものでないこと。 （４）　市税を滞納していないこと。	
補助対象経費	防災ベッド等の設置に要する経費（設置に際して必要となる床の補強を含む。）とする。ただし、総額が１０万円以上のものに限る。	
補助率	定額	
補助金の額	１０万円	
添付書類	（交付申請） 第４条関係	１　同意書（様式第２７号） ２　住宅概要書（３）（様式第１８号） ３　住宅の建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し （１）　建築確認済証又は検査済証

		（２）　登記事項証明書 （３）　固定資産課税台帳登載証明（建築年月が記載されたもの） （４）　その他住宅の建築年月を証明する書類 ４　耐震診断結果 ５　住民票の写し ６　所得証明書の写し ７　設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書 ８　付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）、配置図、平面図 ９　市税の完納証明書の写し １０　委任状（代理申請の場合） １１　その他市長が必要と認めるもの
	（変更・中止） 第６条関係	１　第４条関係の各添付書類のうち、内容に変更があったもの ２　委任状（代理申請の場合）
	（現場検査） 第８条関係	１　交付決定通知書の写し ２　防災ベッド等の設置に係る契約書の写し ３　工事写真（現場検査時点での設置状況が分かる写真） ４　委任状（代理申請の場合）
	（実績報告） 第９条関係	１　交付決定通知書の写し ２　防災ベッド等の設置に係る契約書及び領収書の写し ３　工事写真 ４　委任状（代理申請の場合） ５　その他市長が必要と認めるもの